

○厚生労働省告示第五十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の休止及び廃止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

令和元年七月二日

厚生労働大臣 根本 匠

1 食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の製品検査の業務の休止

登録検査機関の名称	株式会社LSIメディアエンス
休止する製品検査の業務	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査及び細菌学的検査
休止の期間	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の製品検査の業務の廃止

登録検査機関の名称	廃止する製品検査の業務	廃止の日
株式会社 四国中検	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査として細菌学的検査	平成三十一年四月三十日